

# 大田区立清水窪小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和3年9月1日改正

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

本校では、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年7月10日東京都・東京都教育委員会決定）並びに「大田区いじめ防止基本方針」（平成26年9月24日大田区教育委員会決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために大田区立清水窪小学校「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 第1 大田区立清水窪小学校「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、いじめのない学校の実現や、児童の尊厳を保持する目的のもと、大田区・大田区教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

## 第2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 第3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童はいじめを行ってはならない。

## 第4 いじめ防止に向けた学校の方針

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識の下、大田区・大田区教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

### 1 いじめをしない・させない・許さない学校づくりを推進する

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、特別の教科 道徳、特別活動、生活指導等を通じて、児童がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、児童会等による主体的な取組を支援するなどして、児童がいじめは絶対許されないこと

を自覚するように促す。

## 2 児童をいじめから守り通す

学校は、いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

## 3 児童のいじめ解決にむけた行動や取組を支える

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員や保護者等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を推進する。

## 4 教員の指導力の向上と組織的対応を行う

学校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を一丸となっていく。

## 5 小中一貫教育各小中学校及び近隣保幼小中学校と連携して取り組む

塾や習い事、スポーツサークル等においては、複数の学校に在籍している児童が通っている実態、また、中学校へ進学後いじめ問題が発生する場合は鑑みるとともに、小中一貫教育・保幼小連携の視点から、小中一貫教育各小中学校・近隣保幼小中学校との連携を強化し、協同により取り組むことを推進する。

## 6 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、大田区・大田区教育委員会、保護者や地域住民及びその他の関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進する。

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、当該児童に対して規範意識を養うための指導などに努めるとともに、当該児童をいじめから保護する必要がある。

また、保護者や地域住民は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

## 第5 学校における取組

### 1 清水窪小学校「学校いじめ防止基本方針」の策定

本校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年7月10日東京都・東京都教育委員会決定）並びに「大田区いじめ防止基本方針」（令和3年4月1日大田区教育委員会決定）に基づき、本校のいじめ防止等の取組に関する基本的な方向や内容等について、大田区立清水窪小学校「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 組織等の設置

- (1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、教育アドバイザー及びスクールカウンセラー等で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置し、年3回以上の定例会及び事案により臨時会を開催する。
- (2) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及びその当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、大田区・教育委員会と連携し、速やかに、「緊急いじめ防止対策委員会」を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

## 3 学校における具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

### (1) いじめの未然防止

- ① 学校の教育活動全体を通して豊かな心の育成を図り、学校全体に「いじめる行為は絶対に許されない」という意識を高める
  - ・ いじめ総合対策【第2次】に基づき、いじめに関する授業を年3回程度実施する。
  - ・ 特別の教科 道徳の授業において、児童の実態に応じた題材や資料等の内容を十分に検討して取り組む。「やさしさ」「人としての気高さ」「他を思いやる心」など人間性豊かな心を育て、いじめをしない・許さないという土壌を築く。
  - ・ 各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
  - ・ 常に丁寧な言葉遣いの指導を心がけ、相手が傷つくような言葉を容認しない。
  - ・ 学校の教育活動全体を通じて、児童の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等の育成に努める。読書活動（朝・読書週間・読み聞かせ・たてわり音読会等）、各教科・領域における伝え合う活動、言語環境、表現活動等に取り組む。
  - ・ 特別活動の特質を生かし、各活動・学校行事の体験活動を通して、人間関係の育成を図る。
  - ・ 幼稚園・保育園児との交流、高齢者や地域住民・東工大生との交流等を通して、思いやる気持ちや相互尊重の心情を育む。
  - ・ 児童が安心して過ごせる学級づくり・学校づくりを推進する。児童が主体的に参加し、活躍できる場面を多くできるように授業改善に努める。同時に、学級活動の充実を図り、受容的な学級集団を育てる。
  - ・ 児童が、インターネットや携帯電話等の利便性、情報通信機器との適切且つ有意義な関わり方、善悪の判断やルール・マナーを守ろうとする態度を養うため、適切な情報管理環境と情報モラル教育の充実、インターネット等によるいじめ防止のための啓発活動を行う。
  - ・ 学校長は全校朝会を通して、いじめ防止に関する講話を心のサポート月間を中心に毎学期ごとに計画的に行っていく。

## ② 児童の主体的な活動を促進させる

- ・学級内のよりよい人間関係を育成するために、学級活動の話し合い活動を教師の適切な指導のもとに、積み上げさせる。
- ・係や当番活動などを通して、自主的・実践的な態度や協力・支え合う態度を養い、心身ともに調和のとれた発達や個性の伸長を図るとともに、学級内にいじめのない受容的な雰囲気・支持的風土を醸成していく。
- ・縦割り班活動、クラブ・委員会活動、全校遠足・合同校外学習等の異学年交流を通して、他を思いやる心や助け合い、協力し合う活動の充実を図る。
- ・挨拶は人間関係を形成する基本であることの認識から、児童自らがあいさつに取り組めるようにする。特に、6月・11月は大森六中校区小中合同あいさつ運動月間であることを踏まえ、毎朝正門・北門で高学年児童があいさつ運動に取り組んでいく。
- ・児童がいじめ防止について主体的に考え、児童が「いじめ撲滅宣言」を行う等いじめ防止を訴えるような取組を推進する。

## ③ 教職員の指導力の向上

- ・「いじめ防止対策委員会」は、未然防止・早期発見のための取組について、年間活動計画を作成し、計画的に実施されるよう運営する。
- ・「いじめ」の定義をはじめ法令等の内容を十分理解し、適切に組織的な対応を行うなど、教職員の対応力向上を図るため、年3回程度いじめに関する研修を行う。
- ・教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身に付けるため、国・都・区の方針等を活用したり専門家等の研修を行ったりする。
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる可能性があることを意識させるとともに、体罰に関する研修を行う。
- ・インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理に関する事例を通して、人権侵害、著作権・肖像権に関することも含め、情報セキュリティについての基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける研修を行う。
- ・校内研修等OJTの充実やOff-JT等を通じて教職員の資質向上を図る。
- ・保護者会や個人面談、教育相談、学校便りや学年・学級通信などを通じた家庭との連携協力を推進する。

## (2) いじめの早期発見・早期対応

### ① 定期的ないじめの実態把握

- ・毎学期はじめの生活チェック、6月・11月の生活調査を行うとともに、6月・11月・2月（年3回）のふれあい月間（東京都教育委員会）において、いじめに関するアンケートを行い実態把握することにより、いじめの未然防止、早期発見に努める。
- ・教職員は、授業・休み時間・給食時間・清掃時間・放課後等から児童の様子を観察し、他の教職員と連携して児童の発するいじめに関するサイン等を見逃さず、未然防止・早期発見に努める。
- ・毎週1回、生活指導にかかわる情報交換を行い、児童の学校生活の実態把握といじめに関する情報を全教職員で共有化を図る。

## ② 教育相談の充実

- ・教職員は、普段から児童に相談しやすい環境や関係づくりに努める。
- ・児童が相談しやすいようにするため、スクールカウンセラーの存在を周知するとともに、保健室の利用や話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・児童が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、5年生について年度当初からスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

## ③ 保護者・地域との連携強化及び啓発の推進

- ・いじめ対応の基本的な姿勢について、年度当初の保護者会で説明する。
- ・いじめ問題の重要性について認識を広めるため、保護者会や学校・学年便り、ホームページ等を通じて情報発信・情報共有に努める。
- ・情報モラル保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

## (3) いじめへの対処

### ① いじめられる側の児童への支援

- ・本人や周辺からの聞き取りをし、事実確認を行う。
- ・最後まで守り抜くこと、秘密を守ることなどを約束し、安心して生活が送れることを伝える。
- ・自尊感情をもてるよう言葉かけを行う。
- ・休み時間や登下校時など教師による巡視等を行い、被害が拡大しないように体制を整える。
- ・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。

### ② いじめる側の児童への実効性のある指導

- ・「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実確認をし、いじめをやめさせる。
- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、児童の背景にも目を向け、指導する。
- ・いじめた子も、孤立感・疎外感をもたないように配慮する。

### ③ いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

- ・「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・いじめを傍観することは、いじめに荷担することと同じであることを認識させ、いじめられた児童の苦しみを理解させるように指導をする。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるように指導する。

### ④ 学校組織全体でのいじめへの対処

- ・いじめを認知した場合は、認知した教職員が一人で抱え込まず、担任・学年・学校全体で対応する。
- ・いじめを認知した場合は、いじめ対策委員会に別途定める報告の流れに沿って報告し、共通理解を図る。事案により、担任・学年主任・生活指導主任等によりメンバーを構成し、事実調査を行う。
- ・いじめを認知してから学校としての方針決定を速やかに行う。ただし、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、十分に検討し、対応する。

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。
- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組やいじめを撲滅する取組を行う。
- ・いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・学校便りや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- ・関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。

#### (4) 重大事態への対処

- ・重大事態の発生時には、区教育委員会に速やかに報告する。必要と判断した場合は、警察・児童相談所等関係機関に通報する。
- ・いじめを認知した場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対して助言を行う。また、確認された情報については適宜提供する。
- ・学校の説明責任を果たす観点や誤った情報が広がり動揺を与えないようにする観点から、個人情報に十分配慮した上で、必要に応じていじめ対策緊急保護者会を開催し説明する。
- ・いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・必要に応じ、児童や保護者等への心のケアを行う。
- ・関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ・重大事態発生について教育委員会や区長に報告する。
- ・報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。

#### (5) インターネット上のいじめへの対応

- ・児童に対して、学校のきまりの遵守、情報モラル（高学年）についての指導を行う。
- ・セーフティ教室には、広く保護者の参加を呼びかける。
- ・児童のパソコンや携帯電話等の利用を第一義的に管理するのは家庭である。家庭におけるルールづくりやその必要性について保護者会等で伝える。
- ・児童がパソコンや携帯電話等を見ているときの表情の変化や行動など小さな変化に気付いた場合、学校に連絡してもらう。
- ・「ネット上のいじめ」を発見した場合、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によって、警察等専門機関と連携して対処する。

#### (6) 校（園）種間及び関係機関との一層の連携

- ・小中一貫教育、保幼小連携の視点を踏まえ、必要に応じて異校種間でいじめに関する情報交換・連携を行う。
  - ・異校種間で情報交換・連携を行う場合、卒業（園）生や卒業（園）時の学年集団等におけるいじめに関する情報を提供し、意見交換を行う。
  - ・必要に応じていじめに関して、教育センター教育相談や問題行動サポートチーム、学童や児童館、児童相談所、警察等と連携し、情報共有を行い対応にあたる。
- (7) 学校におけるいじめの防止等の取り組みの点検・評価・改善
- ・教職員は、学校評価等を通じ、自己及び学校のいじめ防止基本方針、設置した組織、取り組み内容等を実態に即して点検、評価し、改善を行う。
  - ・大田区生活調査、ふれあい月間に合わせ、その結果から課題を洗い出し、組織的・計画的にいじめ問題に取り組めるようにする。
  - ・児童および保護者等が学校評価等を活用し、学校いじめ防止基本方針、設置した組織、取り組み等について定期的に評価する機会を設ける。